

発言No.

19

受付No.

10

令和 3年 8月 24日

8 時 57分 受付

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 11 番

氏名 飛 野 弘 二

答弁を求める者  
(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長  
 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

### 発言項目及び要旨

#### 1 元気な中山間地域振興の仕組みづくり「パート14」について

少子高齢、過疎化の歯止めがかからない中、本来ならコミュニティが得意な地域だけに、今回のコロナ禍で3密を避けるため、祭りをはじめ集落行事・イベントなどの自粛で一番大事な意思の疎通手段を分断されている。いまこそ、元気な中山間地域振興の仕組みづくりに挑戦する待ったなしの状況と受け止めている。仕組みをつくることにより、引き続きこの素晴らしい中山間地域に今後も安心して住み続けることができるようにしなければならない。仕組みづくりの主役は、その地域に暮らし、今日まで豊かな自然を守り、伝統文化を継承し、そして、次の世代にこれを引き継いでいこうとする住民の皆さん一人一人である。そして行政はこの活動に参画し、仕組みづくりを積極的に進めていく必要がある。

#### (1) 集落営農の推進について

- ① 浜田市の農地については多くが中山間地域に存在しており、その中山間地域で今後も持続的に住み続けていくためには農地維持が一番課題だと思われる。我が井野地区においても、広域連携協議会が昨年度3月に設立され、今後、地域主体として取組を進めていく事と聞いている。この様に、個人ではなく、集落の枠を超えた地域全体を巻き込んだ、現在の取組状況を伺う。
- ② 各地域における集落営農の推進状況と今後の取組について各支所に伺う。
- ③ その集落単位や更なる広域での営農体制の取組を行うにあたり、農作業の省力化が必要と考える。その省力化における、普及活動状況を伺う。
- ④ 中山間地域を守るためには農地維持が大きな課題である。この大きな課題に対し浜田市農林業支援センターが取り組んでいるが、果たして今の体制で良いのか。体制を充実すべきと考えるが市長の所見を伺う。

(2) 氾濫防止は河川整備から流域治水への方針転換について

先の豪雨において江の川の下流で氾濫が6地区で起きた。農地、住宅、道路など浸水被害が出た。また、堤防整備が追いつかなく4年で3度目の被害と嘆かれる報道もあった。一方、周布川の下流でも氾濫危険ラインを超え大規模な避難所を開設した。また、周布橋が変状し通行止めとなった。近年の気候変動でゲリラ豪雨・線状降水帯など新しい用語も出て来た様に雨の降り方が変化してきた。加えて町部の農地転用や中山間地域の耕作放棄地の増加なども水害を大規模化させている。国の治水対策は大きな堤防を築くなど河川整備に頼って来た。しかし、近年の大規模水害の増加を背景に2020年7月に国土交通省が法制化した防災、減災対策の中では、従来の河川整備中心の治水対策から流域の総力で水害に挑む「流域治水」への方針転換が示された。具体的には、ダムや堤防をかさ上げするだけでなく、川上の農用地を活用して、川下の水位ピークに時間差を設けることで治水対策としては非常に合理的な機能とされている。

- ① 周布川上流の吉地地区や美川地区では、洪水時には開口部から水が逆流して堤内池に灌水し下流に流れる洪水の流量を減少させ洪水が終わると堤内に灌水した水を排水する「霞堤」という治水施設があつて活用されていたと聞くが現在は機能していないのか伺う。(所管は県土整備の施設だが管理上、市としてわかる範囲で答弁下さい。)
- ② 美川地区の浜田市農村広場野球場には、雨水貯蔵排水施設(調整池)があるが先の豪雨時活用できたのか伺う。
- ③ 国の流域治水対策の方針転換で中山間地域や流域に面的に広がる水田を活用した水害抑制の取り組み「田んぼダム」が注目されている。田んぼにはアゼがあり雨水を一時的に保持する機能を持つが、田んぼ面積が減れば雨水は一度に水路や河川に集まり水量が施設の能力を超え氾濫が起こる。そこで、田んぼの落水柵を改良することで下流の水位ピークをずらす。栃木県小山市では、2015年から4年間で800haの田んぼダムが誕生し、取組の成果を出している。改良費も安価で次の年からでも活用できる治水対策だ。これも「農用地の維持」ができてこそ成せる先代の知恵と教訓だ。中山間地域を抱える浜田市も川上の「田んぼダム」に積極的に取り組む必要があると思うが伺う。
- ④ 終わりに当たり、どうしても市長に再びお聞きする。それは、故宇津前市長の告別式上、平成17年の合併に触れ「川上である、那賀郡を大切にすることが、川下の水産浜田市のためになり、新市全体の発展につながる」この想いは、今後も継承するとあつた。以降、時も流れ自治区制度も廃止され、新しく協働のまちづくり推進条例が施行された今日でも、その想いは変わっていないのか、あえて伺う。